

綱紀監察研修資料

～ 綱 紀 について～

東京国税局 税理士監理官（令和7年8月）

(税理士の使命)

税理士法第1条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- 税理士法第1条は、申告納税制度の下における、税理士の果たすべき役割を示し、税理士の社会的地位を明確にするとともに、税理士法全体の精神を示し、解釈に当たっての基本原則を明らかにしたものです。
- 公共的使命を担っている税理士は、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持することが特に求められており、税務に関する専門家として、自己の信念に基づく公正な判断と良識に基づき行動しなければなりません。
- 「納税義務の適正な実現を図る」とは、税法に定めるとおり「過大でも過少でもなく納税する」という趣旨です。

（税 理 士 の 業 務 ）

税理士法第2条第1項

税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税等特定の税目を除く。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

① 税務代理

申告等、調査若しくは処分に関し、税務官公署に対する主張・陳述を代理・代行すること。

② 税務書類の作成

税務官公署に対して提出する申告書等の書類で、財務省令定めるものを作成すること。

③ 税務相談

主張・陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準等の計算に関する事項について相談に応じること。

- 「業とする」とは、税理士業務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思を持って行うことをいい、必ずしも有償であることを要しません（税基通2-1）。
- 「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づき作成することをいいます（税基通2-5）。
- 「相談に応じる」とは、具体的な質問に対して、答弁し、指示し又は意見を表明することをいいます（税基通2-6）。

（税理士法上の義務等）

税理士が遵守すべき主な義務等

税理士法第2条第1項では、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）と定め、これを税理士等の独占業務とする一方で、税理士等に対して次のような義務等を課しています。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 税務代理の権限の明示（法30） | ⑧ 会則を守る義務（法39） |
| ② 税理士証票の提示（法32） | ⑨ 研修（法39の2） |
| ③ 署名の義務（法33） | ⑩ 事務所の設置（法40） |
| ④ 脱税相談等の禁止（法36） | ⑪ 帳簿作成の義務（法41） |
| ⑤ 信用失墜行為の禁止（法37） | ⑫ 使用人等に対する監督義務（法41の2） |
| ⑥ 非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の2） | ⑬ 助言義務（法41の3） |
| ⑦ 秘密を守る義務（法38） | |

税務代理の権限の明示（法30）

税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

税理士証票の提示（法32）

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

署名の義務（法33①・②）

- ① 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。
- ② 税理士又は税理士法人が税務書類を作成したときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

➤ 署名する税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示します（税基通33-1）。

脱税相談等の禁止（法36）

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

- 具体的には、脱税を図るための具体的な方法を教示したり、相談相手となり肯定的な回答をしたり、納税者に脱税の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明するなどの行為をすることは、禁止されています。
- この規定に違反するかどうかは、税理士の上記行為の事実があれば足り、納税者が脱税等を行ったどうかは関係がありません。

信用失墜行為の禁止（法37）

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

- 税理士の信用又は品位を害するような行為としては、例えば、次のような行為が考えられます。

① 税理士本人の脱税若しくは多額かつ反職業倫理的な申告漏れ	④ 業務け怠
② 調査妨害	⑤ 税理士会の会費滞納
③ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	⑥ 詐欺・横領等の刑法違反

非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の2）

税理士は、第52条（税理士業務の制限）又は第53条（名称の使用制限）第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

➤ 日税連作成の「税理士法違反行為の未然防止に向けて」（令和6年12月）において、次の3つ（例示）が、名義貸しの指標として挙げられています。

① 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を直接收受していない

☞ **税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受け、また、報酬を納税者から直接收受する**

② 税理士業務の補助業務に従事している使用人は、税理士の適正な管理監督下でない

☞ **税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にある**

③ 税理士が自己の判断で税務書類を作成していない

☞ **自己の判断で税務書類を作成する**

➤ 法第2条第1項第二号に規定する「税務書類を作成する」とは、税理士が自己の判断に基づき作成することをいい（税基通2-5）、税理士でない者が作成した税務書類の内容を確認し、署名したとしても、当該税務書類は、自己の判断に基づいて作成したものではないため、当該規定に抵触します。

➤ 税理士が主宰する会計法人の従業員（税理士（税理士事務所）と直接雇用関係無し）が、業務の延長として作成した申告書に税理士が署名した場合、会計法人における管理監督が適切になされていたとしても、税理士としての管理監督がなされたものとはいえないため、当該規定に抵触します。

秘密を守る義務（法38）

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知りえた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

- 「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいいます（税基通38-1）。
 - 「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます（税基通38-3）。
- （※）当該規定は、税理士に対するものですが、税理士等の使用人等にも、同様の義務規定（法54）が設けられています。

税理士法第39条関係

○ 会則を守る義務（法39）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

○ 研修（法39の2）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

- 日税連会則（第65条第1項）において、本会及び所属税理士会が行う研修を受けなければならない旨が定められており、当該会則に違反（研修未受講）した場合には、法第39条の規定に抵触します。

事務所の設置（法40）

- ① 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
- ② 税理士が設けなければならない事務所は、「税理士事務所」と称する。
- ③ 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。
- ④ 税理士法人の社員は、税理士業務をおこなうための事務所を設けてはならない。

➤ 第1項に規定する「事務所」とは、税理士業務を行う「本拠」をいい、「本拠」であるかどうかは、次のような外部に対する表示に係る客観的事実によって判断します（税基通40-1）。

- 看板等の物理的な表示（注）
- ウェブサイトへの連絡先の掲示
- 契約書等への連絡先の記載

（注）日税連作成の「税理士事務所FAQ」（令和5年3月）において、看板のほか、名刺や封筒への所在地などの連絡先の記載のほか、表札・郵便受け等への「税理士事務所」や「税理士法人」との表記が含まれる旨が記載されています。

➤ 税理士事務所以外の場所で、税理士業務を行っていても、外部に対する表示に係る客観的事実がなく、税理士事務所と判定される状態でない場合には、第3項の規定に抵触しません（税基通40-2）。

帳簿作成の義務（法41）

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成（閉鎖後5年間保存）し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

- 納税者から、1年度の税理士業務を総括して受託しているような場合、その年度内において当該納税者に関する税理士業務を実際に行った都度、それぞれについて記載することになります（税基通41-1）。

（※）日税連会則（第64条第3項）において、帳簿（税理士業務処理簿）の標準様式（記載事項を含む）は、常務理事会で定めることとされています。

助言義務（法41の3）

税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税等の賦課若しくは徴収を免れる事実等又は国税等の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

- 「不正に」とは、委嘱者に故意がある時と解され、また、この義務は、委嘱者に、架空取引の記帳など、積極的な脱税等の意図を示す事実があり、そのことを税理士が認識していた場合に課されると解されます。
- 税理士が助言していれば、委嘱者が従わなかったとしても、当該規定には抵触しません。

使用人等に対する監督義務（法41の2）

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な執行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

- 「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権が及ぶ全ての者で、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。
 - この監督義務は、事務を行う場所によって変わることはありませんので、対面による監督ができない場合であっても、次のような情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます（税基通41の2-1）。
 - （1）使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
 - （2）使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法
- （※）日税連作成の「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針（令和5年3月）」も参考に、適切な業務管理体制の整備を図って下さい。

税理士法人が遵守すべき主な義務等

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人である（法48の2）ことから、税理士業務を行う際の税理士の義務等に関する規定については、自然人としての税理士に関するものを除き、税理士法人について準用されます（法48の16）。

なお、税理士法人のみを対象とした、次のような義務規定が設けられています。

○ 設立の手続（法48の8①）

税理士法人の設立には、2人以上の社員税理士が必要です（税基通48の8-1）。

○ 社員の常駐（法48の12）

従たる事務所を含む各事務所には、各事務所が所在する地域の税理士会の会員である社員税理士を1人以上常駐させなければなりません（税基通48の12-1）。

○ 社員の競業の禁止（法48の14）

社員税理士は、個人として税理士業務を行うことができないほか、他の税理士法人の社員となることもできません。

○ 業務の執行方法（法48の15）

税理士でない者に税理士業務を行わせることはできません。

（税理士業務の制限）

税理士法第52条

（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

- 「別段の定め」として、次の規定が設けられています。
 - 臨時の税務書類の作成等（法50）
 - 通知弁護士等が行う税理士業務（法51）
 - 行政書士が行う税務書類（ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車及び事業所税等に限る）の作成（法51の2）
- 税理士法では、税理士の使命の重要性に鑑み、税理士業務を税理士の独占業務とし、税理士又は税理士法人でない者は、別段の定めがある場合を除き、有償・無償を問わず、税理士業務を行ってはならない旨を規定し、この規定に違反した者に対しては、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金を処することとされています（法59①四）。

名称の使用制限（法53）

- ① 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
- ② 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- ③ 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
- ④ 前3項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士法第54条

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

- 「正当な理由」とは、税理士の秘密を守る義務（法38）と同様に解すべきであり、具体的には、本人の承諾又は法令に義務があることをいいます（税基通38-1）。
- この規定に違反した使用人その他の従業者に対しては、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金を処することとされています（法59①三）。

税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令等（法54の2）

- ① 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者（以下この場合において「税理士等でない者」という。）が税務相談を行った場合（税理士等でない者がこの法律の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他当該停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- ② 第47条の4の規定（懲戒処分の広告）は、前項の規定による命令について準用する。

（税理士等に対する指導監督）

監督上の措置（法55）

- ① 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するために必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- ② 国税庁長官は、第48条第1項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- ③ 国税庁長官は、前条第1項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、同項の税務相談を行つた者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- ④ 前3項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

国税庁の任務（財務省設置法第19条）

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（税理士に対する懲戒処分）

懲戒の種類（法44）

懲戒処分の規定は、税理士業務の執行が、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えることから、財務大臣の監督上の行政処分として設けられており、税理士法第44条において、次の3種類の懲戒処分が規定されています。

① 戒告

本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分で、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けることはないため、引き続き税理士業務を行うことができます。

② 2年以内の税理士業務の停止

税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分で、停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されず、税理士会会員の身分は保持されます。

③ 税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分で、処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しない（法4⑥）こととなり、税理士登録が抹消（法26①四）され、所属税理士会を退会することになります（法49の6⑦）。

懲戒処分事由

懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分を受けることとなる事由（懲戒の構成要件）は、税理士法第45条及び同法第46条において明確に規定されています。

○ 脱税相談等をした場合の懲戒（法45）

① 故意による場合

税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➤ 「故意」とは、事実と反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税基通45-1）。

② 過失による場合

税理士が、相当の注意を怠り、第45条第1項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分の対象となります。

➤ 「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見しえなかったことをいいます（税基通45-2）。

懲戒処分事由

○ 一般の懲戒（法46）

税理士が、第45条に規定する行為をした場合以外にも、第33条の2（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➤ 法第46条の規定に該当する対象行為等については、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」（財務省告示第104号）（Ⅱ・第1・2）において次のような行為が定められています。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ① 添付書面への虚偽記載（法46該当） | ⑨ 非税理士への名義貸し（法37の2違反） |
| ② 自己脱税（法37違反） | ⑩ 秘密を守る義務違反（法38違反） |
| ③ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法37違反） | ⑪ 帳簿作成の義務違反（法41違反） |
| ④ 調査妨害（法37違反） | ⑫ 使用人等に対する監督義務違反（法41の2違反） |
| ⑤ 税理士業務停止中の税理士への名義貸し（法37違反） | ⑬ 業務の制限違反（法42違反） |
| ⑥ 業務懈怠（法37違反） | ⑭ 業務停止処分違反（法46違反） |
| ⑦ 会費滞納（法37違反） | ⑮ その他（法46違反） |
| ⑧ その他反職業倫理的行為（法37違反） | |

○ 対象行為等に係る補足説明

① 添付書面への虚偽記載

法第33条の2第1項又は第2項の規定により添付する書面への虚偽の記載すること。

② 自己脱税

自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、不正所得金額等があること。

③ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなもの。

④ 調査妨害

税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすること。

⑤ 名義貸し

自己の名義を他人に使用させること。

⑥ 業務懈怠

委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったこと。

⑦ 会費滞納

所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納すること。

⑧ その他反職業倫理的行為

②から⑦以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたこと。

⑨ 業務停止処分違反

税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行うこと。

⑩ その他

前頁の対象行為等以外の場合で、税理士法又は国税等に関する法令の規定に違反すること。

（税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方）

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、同条第48条の20の規定に基づく

税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」

（財務省告示第104号）に定められ、国税庁ホームページでも公表されています。

I 総則

○ 量定の判断要素及び範囲（第一）

税理士法に規定する税理士等に対する懲戒処分等の量定の判断に当たっては、財務省告示104号のIIに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、次の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

I 総則

○ 使用人等が不正行為を行った場合の税理士等に対する懲戒処分（第二・1）

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

（1）使用人等の不正行為を税理士等が認識していた場合

➤ 当該税理士等が、その不正行為を行っていたものとして懲戒処分がなされます。

（2）使用人等の不正行為を税理士等が認識していなかった場合

➤ 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、使用人等の不正行為が認識できなかったことについて、税理士等に相当の責任が認められる場合には、当該税理士等が、過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分がなされます。

➤ 上記に該当しないときであっても、使用人等が不正行為を行っていたことについて、税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該税理士等が、法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分がなされます。

II 量定の考え方

○ 税理士に対する量定（第一・1及び2）

税理士に対する懲戒処分の量定を取りまとめると、次表のとおりとなります。

対象行為等		処分の種類	判断要素	量定								
				戒告	停止				禁止			
					6月未満	6月以上	1年超	2年以内				
法45	不真正税務書類の作成等	故意	2年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問い得る「不正所得金額等」								
		過失	戒告又は2年以内の停止	税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額等」								
法46	添付書面への虚偽記載		戒告 又は 2年以内の業務の停止 又は 業務の禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度								
	法37 (信用失墜行為) 違反	自己脱税		不正所得金額等								
		多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ		申告漏れ所得金額等								
		調査妨害		行為の回数、程度								
		税理士業務停止中の税理士への名義貸し		名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等								
		業務懈怠		—								
		会費滞納		—								
		その他反職業倫理的行為		—								
	法37の2（非税理士への名義貸し）違反			名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等								
	法38（秘密を守る義務）違反			—								
	法41（帳簿作成の義務）違反			—								
法41の2（使用人等に対する監督義務）違反		—										
法42（業務の制限）違反		税務代理、税務書類の作成又は相談の件数										
業務停止処分違反		—										
その他		—										

主な罰則規定

法58	法36（脱税相談の禁止）違反	3年以下の拘禁刑 又は200万円以下の罰金
法59	二 法37の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反	2年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金
	三 法38（秘密を守る義務）、法54（税理士の使用人等の秘密を守る義務）違反	
	四 法52（税理士業務の制限）違反	
法60	一 法42（業務の制限）違反	1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金
	二 法43（業務の停止）違反	
	三 法45、法46、法48の20①による停止期間中の税理士業務	
	四 法54の2①（税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令等）違反	
法61	一～三 法53（名称の使用制限）違反	100万円以下の罰金
法62	二 法49の19①（一般的監督）、法55①～③（監督上の措置）違反	30万円以下の罰金

(税理士等に対する懲戒処分件数)

会計年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
処分件数		内18 43	内8 22	内13 21	内3 13	内25 38	内30 64	内97 201
処分別の内訳	禁止	内5 14	内2 4	内2 5	内2 4	内2 5	内2 10	内15 42
	停止	内13 29	内6 18	内11 16	内1 9	内23 33	内26 52	内80 157
	戒告	0	0	0	0	0	内2 2	内2 2
(参考)								
態様別の内訳	不真正税務書類作成	内6 16	内1 4	内3 8	内2 6	内3 6	内12 27	内27 67
	自己脱税	内4 5	内2 5		内1 1	内1 1	内1 1	内9 13
	自己申告漏れ	内4 6	内3 7	内5 7		内16 20	内6 18	内34 63
	名義貸し	内2 13	内1 5	内2 2		内4 6	内6 9	内15 36
	その他	内2 3	内1 1	内3 4		内1 5	内5 9	内12 22

(※) 内書は、東京局の処分件数です

（懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等）

税理士法第48条第1項

従来の、いわゆる「懲戒処分のがれ」が可能となっているといったという課題を踏まえ、令和4年度の税理士法改正において、この制度が設けられました。

この決定を受けた者は、業務禁止相当の場合は、その後3年間、また、業務停止相当の場合は、決定された期間、税理士登録ができないことになります。

○ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（法48①）

財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）又は第46条（一般の懲戒）に規定する行為又は事実があると認めるときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定することができる。

この場合において、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

➤ この規定は、令和5年4月1日以降の違反行為について適用されます。

税理士法違反行為事例

- 事例 1 故意による不真正税務書類の作成（法45条①）
- 事例 2 過失による不真正税務書類の作成（法45条②）
- 事例 3 自己脱税（法37条違反）
- 事例 4 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法37条違反）
- 事例 5 調査妨害（法37条違反）
- 事例 6 業務け怠（法37条違反）
- 事例 7 非税理士に対する名義貸し（法37条の2違反）
- 事例 8 税理士法人の運営が著しく不当（法48条の20①）

(事例1) 故意による不真正税務書類の作成

A 税理士は、関与先 B からの依頼を受け、所得税等の確定申告において、月々の売上の一部を減額する方法により、故意に所得金額を圧縮し、真正の事実と反する申告書を作成して税務署に提出した。

- 1 確定申告書等の「案」を B に提示・説明したところ、「もう少し税金を少なくしてほしい」旨の依頼を受けた。
- 2 毎月の粗利が一定となるよう、月々の正当売上を減額調整していた。
- 3 関与先の依頼を断ると顧問契約を解除されてしまうと考え、税理士として不正な行為であると認識していたにもかかわらず、自らの手で売上の減額を行い、不真正な税務書類を税務署に提出した。

事案概要

② 依頼を断ると、顧問契約が…
💡 毎月の売上を、粗利が一定となるように減額してみよう。

「案」

売上メモより

1/31	2,310,000	2/28	2,420,000
------	-----------	------	-----------

「税務署に提出」

青色決算書

売上を減額調整した金額を記載

① そんな多くの税金は…
もう少し少なくしてほしい！
何とかして！！

A 税理士



○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	円
1	2,310,000	
2	2,420,000	
3	1,980,000	

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	円
1	1,760,000	
2	1,870,000	
3	1,430,000	

関与先 B



③ これなら払える！

(事例1) 故意による不真正税務書類の作成

脱税相談等の禁止 (法36)

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

脱税相談等をした場合の懲戒 (法45①)

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止又は **税理士業務の禁止**

税理士法第58条

第36条(第48条の16又は第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

- 税理士法第36条に規定する
 - 「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は具体的な方法を教示して税のほ脱を図らしめること。
 - 「相談に応じ」とは、税のほ脱の方法等について相談相手となり、脱税等につき肯定的な回答をすること。
 - 「類似する行為」とは、納税義務者に税のほ脱を企図させる意思をもって具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当する。
- この禁止規定に違反するかどうかは、税理士が、不正に税の賦課、徴収を免れること等につき、指示し、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしていれば足り、納税義務者本人が税のほ脱行為をしたかどうか又は不正還付を受けたかどうかは問わない。

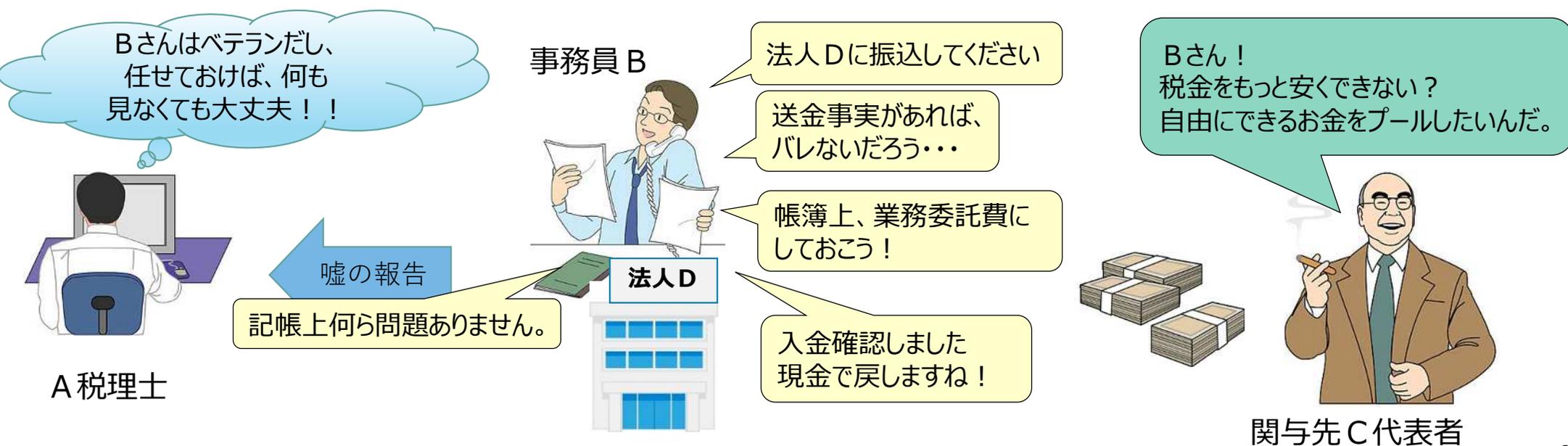
- **税理士の使命**は、「納税義務者」の一時的な利益のために納税者に偏するのではなく、また、「課税庁」の言いなりでもなく、「独立した公正な立場で」「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」ことです。すなわち、税法に定める適正な税額、**過大でもなく、過少でもない適正な税額**の申告納税の実現を使命としています。
- 税理士法第45条第1項に規定する
- 「**故意**」とは、事実に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいうものとする（税基通45-1）。
 - 「**真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき**」とは、委嘱者である納税義務者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき、税理士が自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実に反すると認識しながら、あえて、その不真正な事実に基づいて税務代理又は税務書類の作成をしたことをいう。
- 助言義務（法41の3）
- 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。
- 税理士が助言したにもかかわらず、委嘱者が助言に従わなかった場合は、助言義務の規定には違反しないが、そのままその委嘱者について税理士業務を継続して行う場合には、不真正税務書類の作成（法45①②）に該当するおそれがある。

(事例2) 過失による不真正税務書類の作成 (使用人の不正行為を認識していなかったとき)

A税理士は、関与先Cの税務調査において、①事務員Bは、Cの代表者から依頼を受け、架空業務委託費の計上に加担 ②業務委託費の支出先は、Bが主宰する法人Dであり、入金後に現金でバックし、更に入金された一部を不正加担料としてBが受領していた事実を知ることとなった。

- 1 関与先Cに対する記帳処理、法人税等申告書の作成の全てを経験豊富な事務員Bに任せきりにし、取引内容、証憑類の確認を行っていなかった。
- 2 内部管理体制が整備されておらず、事務員Bに対する十分な監督を怠っていたため、同人が不正行為に加担していたことを認識できなかったことに相当の責任があると認められる。

事案概要



(事例2) 過失による不真正税務書類の作成

脱税相談等をした場合の懲戒 (法45②)

財務大臣は、税理士が、**相当の注意を怠り**、前項に規定(注)する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(注) 真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告又は2年以内の税理士業務の停止

○ 税理士法第45条第2項に規定する

➤ 「**相当の注意を怠り**」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする(税基通45-2)。

(事例2) 過失による不真正税務書類の作成

○ 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方【財務省告示104号（I・第2・1）】

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（使用人等）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（使用者税理士等）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。

(1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたとき

当該使用者税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったとき

- 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- 上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法41条の2の（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

★ 使用人等に対する監督義務（法41の2）

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けることのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(事例2) 過失による不真正税務書類の作成

○ 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方【財務省告示104号（1・第2・2）】

税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。

(1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき

当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

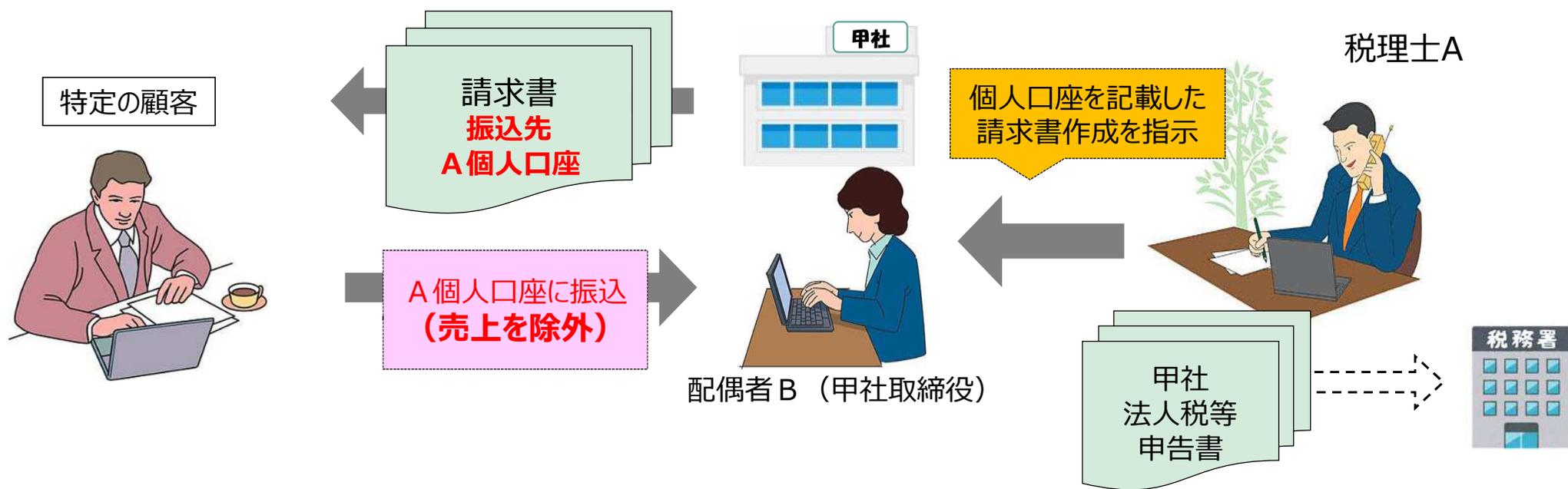
(2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき

当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(事例3) 自己脱税

税理士Aは、自身が主宰する記帳代行を業とする甲社の法人税等の確定申告において、特定の顧客の売上を除外する方法により、所得金額を故意に圧縮した法人税等確定申告書を作成し、税務署に提出していた。

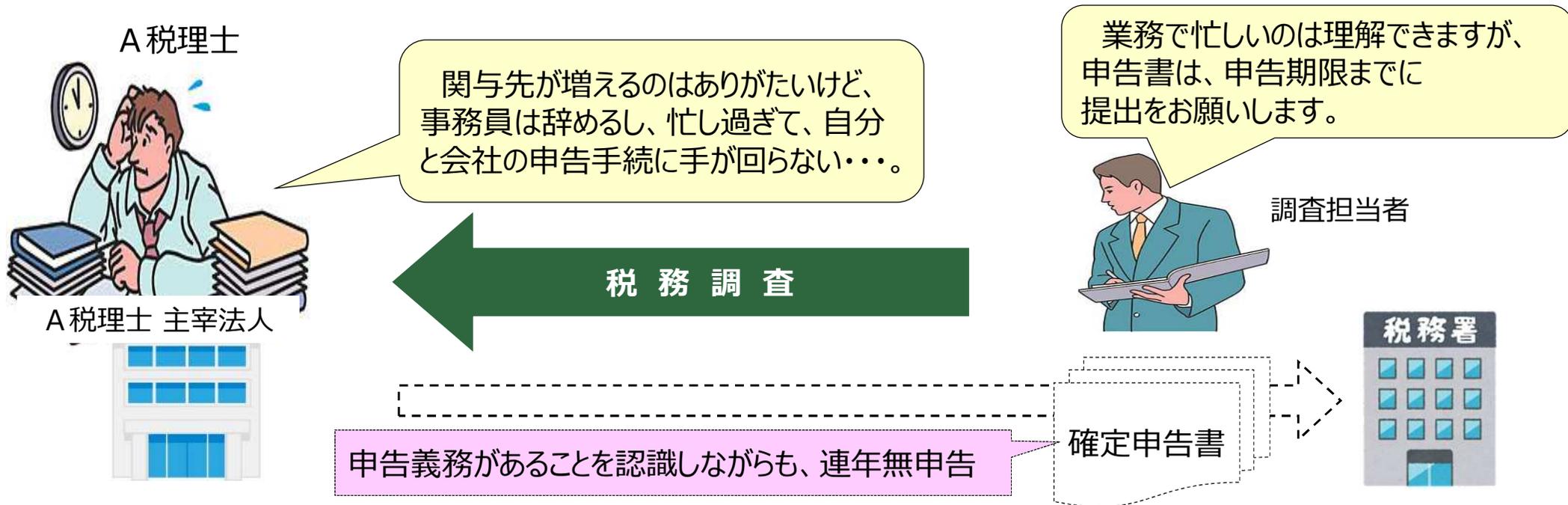
- 1 税務調査において、A自身の借金を返済するための資金が必要として、特定の顧客の売上を除外していたことを認めた。
- 2 Aは、その資金をねん出する方法として、配偶者B（甲社取締役）に、A個人名義の預金口座を振込先とした請求書の発行を指示していた。



(事例4) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

A 税理士は、税務調査を受けるまで、

- 1 自己の所得税並びに消費税等及び、A が主宰する法人の法人税及び消費税等について、申告義務があると認識していながら、法定申告期限までに確定申告書を提出せず無申告としていた。
- 2 関与先の増加のほか、事務員が退職したことで業務が多忙となり、関与先の確定申告等の業務等を優先したことで、自身及び主宰法人の申告を後回しにしていた。



(事例3) 自己脱税

(事例4) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

信用失墜行為の禁止 (法37)

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

一般の懲戒 (法46)

財務大臣は、前条（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条（懲戒の種類）に規定する懲戒処分をすることができる。

(事例3) 自己脱税

(事例4) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

- ◎ **税理士本人の脱税（自己脱税）**については、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号（II・第1・2（2）イ）に定める、
 - 「**自己脱税**」とは、税理士の自己の申告について、不正所得金額等があることをいう。
 - 「**自己**」には、**税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。**

【量定】不正所得金額等の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は **税理士業務の禁止**

- ◎ **税理士本人の多額かつ反職業倫理的な申告漏れ**については、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号（II・第1・2（2）ロ）に定める
 - 「**多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ**」とは、税理士の自己の申告における申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するものをいう。
 - 「**自己**」には、**税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。**
- 無申告とは、申告義務があるにもかかわらず、法定申告期限までに申告しなかった場合が対象となる。

【量定】申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

(事例5) 調査妨害

事案概要

A税理士は、関与先Bへの税務調査において、当該調査の進行を妨げる目的として、

- ① 関与先代表者との面接を拒否、② B事務所への立入を拒否、③ 調査担当者からの連絡にも正当な理由なく応答しない等々、調査担当者の調査を妨げる行為を執拗に繰り返した。
- また、④調査担当者に対する虚偽の申立てにより面接予約を取り消し、⑤関与先代表者に税務調査が行われていることを伝えないことで、調査の進行を大幅に遅らせる行為を行った。

「調査妨害」とは、
読んで字のごとく、
「調査」を「妨害」する
行為です！

税務調査でそのような
行為は、**調査妨害**に
該当します！

① 社長とは会わせない！
② 会社事務所へは入るな！

③ 連絡
⇒ 正当な理由なく
応じない！！

⑤ 社長には、税務調査が
あることを言わないでおこう

④ 虚偽の申立てにより、面接予約を取消！！



調査担当者



A税理士

(事例5) 他の調査妨害

【調査担当者への暴言・脅迫による調査妨害】

- 1 税理士Dは酩酊状態で、
複数署での税務調査の担当者に対し、「バカ野郎」、「教養のない奴だ」、「頭悪いんじゃないのか」、「海に消えろ」等々の暴言・脅迫を行い、調査妨害に該当する行為を執拗に繰り返した。
- 2 税理士Eは、
「何回も電話してきているが、借金の取り立て屋か」、「ビデオ撮影できないのなら調査を継続させない」、「調査を1日で終わらせろ。反面調査するなら弁護士をつけて裁判する」、「コピーを取ってんじゃないぞ、ぶっ殺すぞ」等々の暴言、「税務署からの電話は着信拒否するよう納税者に指示」するなどして、調査妨害に該当する行為を執拗に繰り返した。
- 3 税理士Fは、
意に沿わない回答をされると、「おまえはバカだ」といった暴言を吐き、一方的に電話を切り、調査担当者に対する不満から、同じ署の別件の税務調査に対して、日程調整に応じず、納税者に電話連絡するも間違い電話を装わせるなどして調査妨害に該当する行為を執拗に繰り返した。
- 4 税理士Gは、
過去の調査で誤った課税をされたとしてトラブルになったことを理由に、「署長と、私の関与先は今後の調査は行わないことになっている」旨の虚偽の主張、調査の立会いの際、質問応答記録書の毀棄や、調査担当者に対して、「頭が悪い」、「バカな上に目も悪い」等々の暴言、調査担当者の発言をさえぎるため大声を発してその発言を妨害する等して、調査妨害に該当する行為を執拗に繰り返した。

(事例6) 業務け怠

事案概要

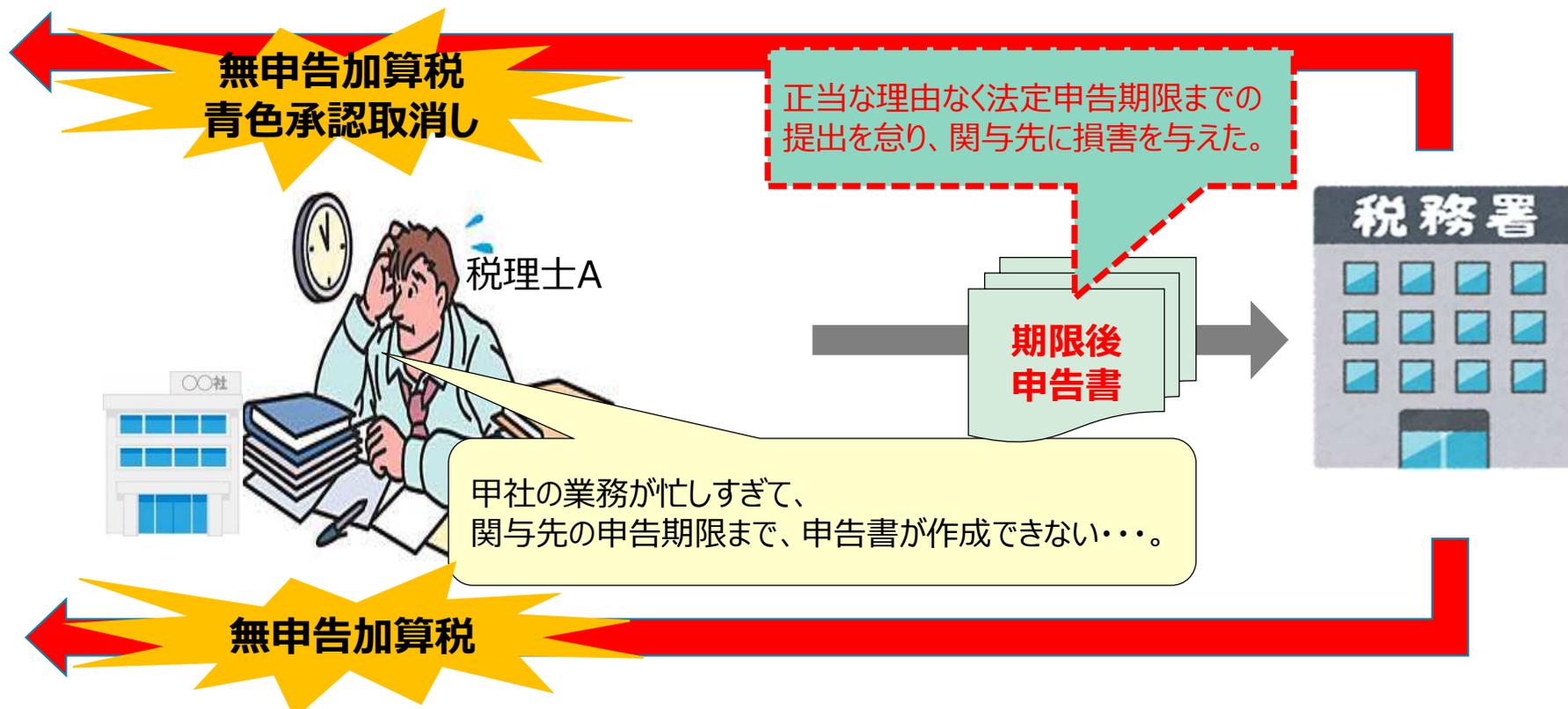
税理士Aは、A自身が代表者である甲社の業務が多忙で、税理士業務を疎かにしていた。

- 1 関与先B社ほか複数の法人税確定申告書等の作成等の委嘱を受けていた。
- 2 業務多忙により、関与先の法人税等申告書の作成を遅延、提出を失念するなど、正当な理由なく法定申告期限までに申告書の提出を怠った。
- 3 B社ほか複数社に無申告加算税の賦課の損害、更には青色申告の承認取消しの損害を与えた。

関与先B社



関与先C社



(事例5) 調査妨害

(事例6) 業務け怠

信用失墜行為の禁止 (法37)

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

一般の懲戒 (法46)

財務大臣は、前条（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条（懲戒の種類）に規定する懲戒処分をすることができる。

(事例5) 調査妨害
(事例6) 業務け怠

- ◎ **税理士本人の調査妨害**については、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号（Ⅱ・第1・2（2）ハ）に定める、
 - 「**調査妨害**」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。

【量定】 行為の回数、程度に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は **税理士業務の禁止**

- ◎ **税理士の業務け怠**については、法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号（Ⅱ・第1・2（2）ホ）に定める
 - 「**業務け怠**」とは、委嘱された税理士業務を正当な理由なく怠ることをいう。

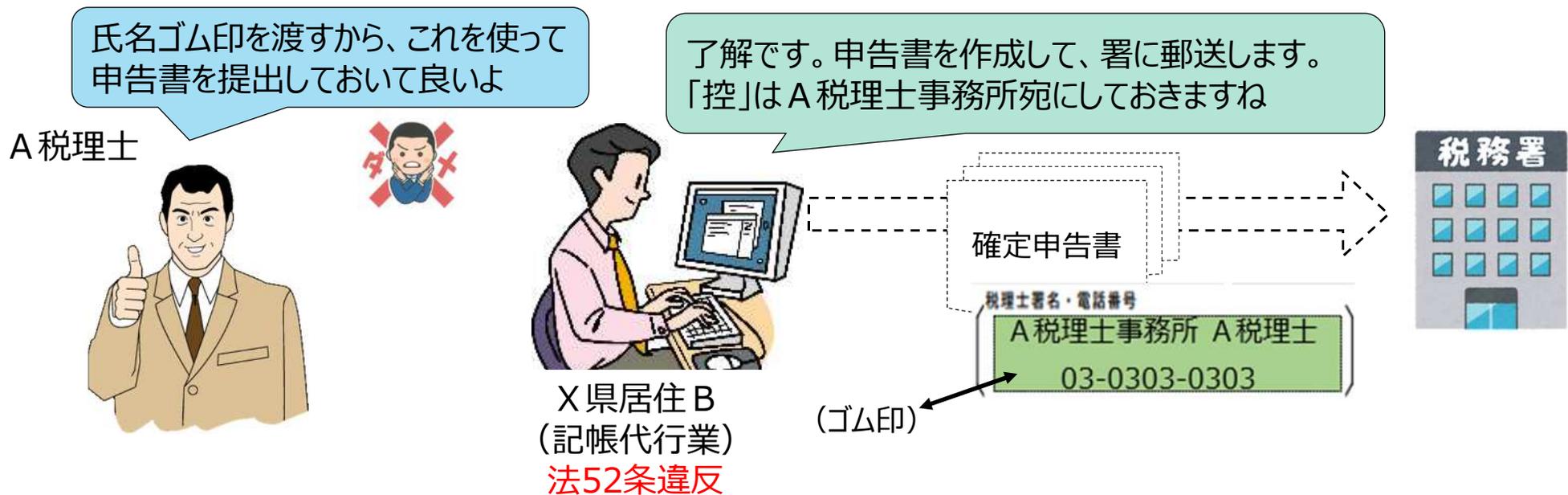
【量定】 戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止

(事例7) 非税理士に対する名義貸し

A 税理士は、記帳代行を業とする非税理士 B に、「A 税理士事務所 A 税理士」のゴム印を貸与し、B が作成した所得税等の確定申告書にゴム印を押印させて税務署に提出させていた。

- 1 B が提出した確定申告書の「控」は A に返送されるが、返送されたときに初めて申告内容を確認していた。
- 2 B は X 県に居住しているが、A の知人から B が税理士を探しているとの紹介を受け、B が記帳代行した取引先の申告業務を引き受けたものの、A は確定申告時期は元々の関与先の対応で業務が多忙であったこと、かつ、B の取引先は遠方であったことから、B に貸与したゴム印を押印させて申告書を提出させ、「名義貸し」行っていた。

事案概要



(事例7) 非税理士に対する名義貸し

(非税理士に対する名義貸しの禁止(法37の2)) ☞ A 税理士

税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

(一般の懲戒(法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は **税理士業務の禁止**

(税理士業務の制限(法52)) ☞ 非税理士B

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

【罰則】 法59①二(法37の2違反)、法59①四(法52違反) **2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**

○ 日税連作成資料(令和6年12月)では、名義貸し行為の指標(メルクマール)として次の3点が挙げられている。

① 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を直接收受していない

☞ **税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受け、また、報酬を納税者から直接收受する**

② 税理士業務の補助業務に従事している使用人は、税理士の適正な管理監督下でない

☞ **税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にある**

③ 税理士が自己の判断で税務書類を作成していない ☞ **自己の判断で税務書類を作成する**

○ 税理士法第2条第1項第2号に規定する

➤ 「作成する」とは、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする(税基通2-5)。

(事例8) 税理士法人の運営が著しく不当

事案概要

- 1 A 税理士法人の代表社員税理士 B は、A 税理士法人の関与先 F が、架空の業務委託費を計上していたにも関わらず、当該取引内容や請求書等の証憑類の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成し税務署に提出した。
- 2 A 税理士法人は、各社員税理士が行った業務を相互にけん制し得る内部管理体制を整備しておらず、税理士法違反を防止するためのサービス規定も定められておらず、使用人等からの報告・連絡・相談も行われていなかったため、代表社員税理士 B が過失により不真正な税務書類を作成することを防止できなかった。

A 税理士法人

内部規律や内部管理体制が未整備

社員税理士 C
(自分のことだけ)

チェック
なし

代表社員税理士 B

取引内容・請求書等確認せず
法人税等申告書を作成

法人税等
申告書

関与先 F

自分の担当業務だけ行えば・・・。

前担当者が見たから・・・
確認しなくても良いか・・・

この業務委託費は
架空ですね！！

調査担当者

(事例8) 税理士法人の運営が著しく不当

脱税相談等をした場合の懲戒（法45）

違法行為等についての処分（法48の20①） A 税理士法人

財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

【税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合の量定】

法45条又は法46条に規定する行為を行った社員税理士の量定に応じて、戒告 2年以内の業務の全部若しくは一部の停止 又は **解散**

○ 財務省告示第104号（I・第3・2）において、税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次のとおり定められている。

（1）社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき

➤ 当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

（2）社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき

➤ 当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。。

犯罪による収益の移転防止に関する法律による税理士等の義務

- 税理士等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）により、税理士として行う特定の業務・取引について、顧客の本人確認など、一定の義務が課されています（犯収法4、6、7②③、8②③、別表（第4条関係）、犯収令9、12、16、犯収規則25）。

犯収法上の義務の適用関係

税理士等が行う業務であって、税理士法第2条又は第48条の5に定める業務や、これらに付随・関連する業務か。

Yes ↓

次の行為等の代理・代行（特定受任行為の代理等）に該当するか。

- ① 宅地・建物の売買に関する行為や手続
- ② 会社の設立又は合併に関する行為又は手続、その他政令で定める法人の組織、運営又は管理に関する行為又は手続
- ③ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

Yes ↓

特定受任行為の代理等のうち、「特定取引」・「ハイリスク取引」を行う場合

特定受任行為の代理等を実際に行った場合
(※) 犯罪による収益である疑いがあるかどうかの判断（犯収法8③）

No



犯収法の適用なし

No



税理士等の義務

・本人特定事項等の取引時確認（犯収法4①②）

・確認記録の作成・7年間の保存（犯収法6）

・取引記録の作成・7年間の保存（犯収法7②③）

・疑わしい取引の届出（犯収法8②）

疑い有



(※) 疑わしい取引の届出義務は、令和6年4月1日以降に課されることとなったものです。

● 補足説明

(1) 特定取引

次の①から③の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のほか、④、⑤の取引をいいます（犯収法4①、犯収法別表（第4条関係）、犯収令9①、犯収規則5）。

- ① 宅地・建物の売買に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ② 会社等の設立・合併等に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ③ 200万円超の現金、預金、有価証券等の財産の管理や処分の代理・代行の契約締結
- ④ マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引
- ⑤ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

(2) ハイリスク取引

マネー・ロンダリングに用いられる恐れが特に高い、次の取引をいいます（犯収法4②、犯収令12）。

- ① 取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引
- ② 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ③ 特定国（イラン・北朝鮮）に居住・所在する顧客等との取引
- ④ 顧客等が外国PEPs（外国の元首、外国の政府等機関において重要な地位を占める者やその親族）である取引

税理士制度のQ & A（国税庁ホームページ掲載）

国税庁HPに掲載しています「税理士制度のQ & A」は、税理士の方々が税理士業務を行う中で、適正な業務運営を行っていただけるよう、税理士の業務、所属税理士制度、書面添付制度、税理士事務所、税理士法違反行為及び税理士法人制度について、Q & A形式により取りまとめたものです。

また、このQ & Aでは、税理士等に課せられた税理士法上の義務の内容、その義務違反を行った場合の税理士等に対する懲戒処分等の内容について、具体事例を紹介し、説明しています。

（国税庁HPトップページ）

The image shows a sequence of four screenshots from the Japanese National Tax Authority (NTA) website, illustrating the navigation path to the 'Tax Practitioner System Q&A' page. Red arrows indicate the flow from the main menu to the 'Tax Practitioner' section, then to the 'Q&A' link, and finally to the specific Q&A document page.

- Screenshot 1:** The main menu of the NTA website. The '利用者別情報' (User Information) section is highlighted, with a red box around the link '税理士に関する情報' (Information about Tax Practitioners).
- Screenshot 2:** The '税理士をお探しの方' (For those looking for a tax practitioner) page. The '税理士関係法令・Q&A' (Tax Practitioner Related Laws and Q&A) section is highlighted, with a red box around the link '税理士制度に関するQ&A' (Q&A about the Tax Practitioner System).
- Screenshot 3:** The '税理士制度に関するQ&A' (Q&A about the Tax Practitioner System) page. The first item, '1. 税理士制長のQ&A' (Q&A for the Tax Practitioner System Director), is highlighted with a red box.
- Screenshot 4:** The '税理士制度のQ & A (PDF/878KB)' (Tax Practitioner System Q & A (PDF/878KB)) page. The table of contents is visible, listing items such as '1. 税理士の使命' (Mission of Tax Practitioners), '2. 税理士の業務' (Business of Tax Practitioners), '3. 所属税理士' (Affiliated Tax Practitioners), '4. 書面添付・意見聴取制度' (Written Attachment and Opinion Hearing System), '5. 税理士事務所' (Tax Practitioner Office), '6. 税理士法違反行為' (Violations of the Tax Practitioner Act), and '7. 税理士法人' (Tax Practitioner Corporation).

改めて、税理士の使命を認識していただき、
会則及び税理士法の遵守をお願いします。
お疲れさまでした。

